

○うるま市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成21年3月30日

告示第44号

改正 平成22年2月5日告示第21号

平成22年10月29日告示第149号

平成25年3月29日告示第58号

平成28年3月31日告示第80号

平成28年3月31日告示第81号

平成30年3月30日告示第62号

令和元年6月11日告示第26号

(目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号に基づき、障害者、障害児及び難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成26年厚生労働省告示第478号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者。以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障害者等の福祉増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、うるま市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができる。

(用具の種類)

第3条 給付の対象となる用具の種類は、別表第1の「種目」欄に掲げるとおりとする。

(給付の対象者)

第4条 この事業の対象者は、うるま市に住所を有する在宅の障害者等で、かつ、別表第1の「障害及び程度」欄に掲げるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除外とする。

(1) 入院又は入所中の者。ただし、頭部保護帽、人工喉頭器、点字器及びストマ

用装具並びにT字状及び棒状の杖（車いす未使用者に限る。）については、この限りでない。

(2) 申請前に既に受取りや工事着工が済んでいる者

(3) 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者であって、その家屋の所有者又は管理者から給付の物品の設置につき、承諾を得られない者

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）等関係各法により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者（介護認定を受けていない者は、介護認定申請を優先する。）

（給付の申請等）

第5条 用具の給付を希望する障害者等（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に日常生活用具販売業者（以下「用具業者」という。）が発行する見積書を添付して福祉事務所長（以下「所長」という。）に申請しなければならない。

2 住宅改修費及び移動・移乗支援用具の給付の申請については、前項に規定する提出書類に加えて工事図面を添付しなければならない。

3 申請者が既に給付を受けている用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より別表第1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過している場合に限り、前項の規定による申請ができるものとする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合又はうま市福祉事務所長が必要と認める場合は、この限りでない。

4 用具の給付は、1世帯当たり同一種目1件とする。ただし、紙おむつ、ストマ用装具等共有が困難なものに関しては、この限りでない。

5 給付された用具の修理は、対象とならない。

（調査等）

第6条 所長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに日常生活用具給付調査票（様式第2号）により必要な調査を行い、申請内容の審査をし、必要に応じ身体障害者更生相談所長又は児童相談所長の意見を聴いて給付の可否を決定するものとする。

（決定）

第7条 所長は、前条の規定により用具の給付を行うことを決定した場合は、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付し、その申請を却下することと決定した場合は、却下決定通知書（様式第5号）をそれぞれ申請者に交付するものとする。

2 排泄管理支援用具の給付券については、6月分まで一括交付することができるものとする。ただし、会計年度を超えて交付することはできない。

（用具業者への委託）

第8条 所長は、用具業者に日常生活用具委託通知書（様式第6号）の送付により委託して、用具の給付を行うものとする。

（費用の負担）

第9条 給付券の交付を受けた者（以下「給付者」という。）は、世帯の収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を別表第2に応じて負担しなければならない。

2 別表第1の「基準額」欄に定める額（以下「基準額」という。）を超える用具を希望する者についても基準額で算出し、超えた分については自己負担とし、直接用具業者に支払うものとする。

（費用の請求）

第10条 用具業者がうるま市に請求できる額は、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により給付者が業者に支払った額を控除した額とする。この場合において、用具の給付に要した費用は、基準額の範囲内とする。

2 用具業者は、請求書提出の際、給付券を添付しなければならない。なお、住宅改修及び移動・移乗支援用具の請求については、工事（設置）前・後の写真も添付するものとする。

3 所長は、用具業者から用具費の適正な請求を受けた場合は、請求を受けた日の属する月の翌月の末日までに、その額を支払うものとする。

4 給付券の効力は、給付券に示された公費支払い請求期限を超過したときに消滅する。ただし、所長が、超過した正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

（譲渡等の禁止）

第11条 給付者及びその扶養義務者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(費用の返還)

第12条 所長は、給付者が次の各号のいずれかに該当するときは、用具の給付に要した費用の全額を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けたとき。
- (2) 用具に係る取付工事費の助成を受けたとき。
- (3) 前条の規定に反したとき。

(台帳の整備)

第13条 所長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳(様式第7号)を整備するものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
(うるま市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱等の廃止)
- 2 うるま市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱(平成17年うるま市告示第48号)及びうるま市重度障害児日常生活用具給付等事業実施要綱(平成17年うるま市告示第49号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行前に附則第2項の規定による廃止前のうるま市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱又はうるま市重度障害児日常生活用具給付等事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成22年2月5日告示第21号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月29日告示第149号)

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第58号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 80 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 81 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、第 1 条の規定による改正前のうるま市男女共同参画国内外研修派遣補助金交付要綱、第 2 条の規定による改正前のうるま市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、第 3 条の規定による改正前のうるま市光ファイバケーブルの貸付事業要綱、第 4 条の規定による改正前のうるま市家庭的保育事業等の認可に関する要綱、第 5 条の規定による改正前のうるま市立保育所時間外保育事業実施要綱、第 6 条の規定による改正前のうるま市立保育所一時預かり事業実施要綱、第 7 条の規定による改正前のうるま市認可外保育施設保育料助成事業実施要綱、第 8 条の規定による改正前のうるま市ひとり親家庭等に対するファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱、第 9 条の規定による改正前のうるま市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱、第 10 条の規定による改正前のうるま市高等職業訓練促進継続給付金事業実施要綱、第 11 条の規定による改正前のうるま市在宅高齢者等日常生活用具給付事業実施要綱、第 12 条の規定による改正前のうるま市在宅介護者手当支給要綱、第 13 条の規定による改正前のうるま市外出支援サービス事業実施要綱、第 14 条の規定による改正前のうるま市緊急通報システム事業実施要綱、第 15 条の規定による改正前のうるま市ふれあいコール事業実施要綱、第 16 条の規定による改正前のうるま市後期高齢者医療保険料の納付方法変更に係る申出に関する事務取扱要綱、第 17 条の規定による改正前のうるま市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱、第 18 条の規定による改正前のうるま市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱、第 19 条の規定による改正前のうるま市更生訓練費支給事業実施要綱、第 20 条の規定による改正前のうるま市国民健康保険被保険者証の返還及び資格証明書交付等に関する要領、第 21 条の規定による改正前のうるま市介護保険料滞納者に係る保険給付の制限等に関する実施要綱、第 22 条の規定による改正前のうるま市社会福祉

法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施補助金交付要綱、第23条の規定による改正前のうるま市介護保険施設等監査要綱、第24条の規定による改正前のうるま市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託要綱、第25条の規定による改正前のうるま市専用水道及び簡易専用水道に関する規程、第26条の規定による改正前のうるま市民ふれあい農園要綱、第27条の規定による改正前のうるま市中小企業等事業拡大支援事業補助金交付要綱、第28条の規定による改正前のうるま市地域経済循環創造事業補助金交付要綱、第29条の規定による改正前のうるま市東照間商業等施設の使用企業選定要綱、第30条の規定による改正前の都市計画法第53条及び第65条の規定による建築行為等の許可等に関する事務取扱要綱、第31条の規定による改正前のうるま市景観地区助成金交付要綱及び第32条の規定による改正前のうるま市公共下水道接続促進事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年3月30日告示第62号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月11日告示第26号）

この告示は、令和元年6月11日から施行し、改正後のうるま市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

別表第1（第3条、第4条関係）

用具	種目	区分	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (円：税込)	対象年齢
介護・訓練支援用具	特殊寝台	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上の者。ただし、学齢児未満については胃瘻等の理由を有し、医師が必要と認める者	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000	学齢児以上
	特殊マット	在宅	A 下肢又は体幹機	褥瘡の防止又は	A	A 19,	3歳以

		能障害1級の者又は最重度の知的障害児・者（常時介護を要する者に限る。） B 上記の状態に加え、褥瘡もあり、治癒が困難な者で、医師が必要と認める者	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年6月0日 B 6月0日 6年	上
特殊尿器	在宅	下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。）であって、当該用具に依らなければ排尿ができない者（排泄管理支援用具を支給されていない者に限る。）に限る。	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に利用し得るもの	5年6月7日 00	学齡児以上
入浴担架	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上で当該用具に依らなければ入浴できない者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）入浴補助具と併用不可	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年8月2日 400	学齡児以上
体位変換器	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着	介助者が障害者等の体位を変換さ	5年1月5日 00	学齡児以上

			交換等に当たって、 家族等他人の介助を 要する者に限る。)	せるのに容易に使 用し得るもの			
移動用リフト	在宅	下肢又は体幹機能 障害２級以上	介助者が重度身 体障害者を移動さ せるに当たって、 容易に使用し得る もの（ただし天井 走行型、その他住 宅改修を伴うもの を除く。）	5年	159,000	3歳以 上	
訓練いす	在宅	下肢又は体幹機能 障害２級以上	原則として付属 のテーブルをつけ るものとする。	5年	33,100	3歳以 上18 歳未満	
自立生活支援用具	入浴補助用具	在宅	下肢又は体幹機能 障害を有する者であ って、入浴に介助を 必要とする者（入浴 担架を給付されたも のは支給不可）	入浴時の移動、 座位の保持、浴槽 への入水等を補助 でき、障害者等又 は介助者が容易に 使用し得るもの。 ただし、設置に当 たり、住宅改修を 伴うものを除く。 種類が違えば、基 準額内で複数給付 可	8年	90,000	3歳以 上
	便器	在宅	下肢又は体幹機能 障害２級以上で、排 泄管理支援用具の支	障害者等が容易 に使用し得るもの （手すりを付ける	8年	5,400	学齡児 以上

		給を受けていない者	ことができる。) ただし、取り替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。			
T字状・棒状の杖（1本杖のみ）	在宅施設	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害（補装具で杖の交付を受けていない者）を有している者。ただし、比較的障害の程度が軽度で、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完される者に限る。	T字状・棒状の杖	3年	3,000	3歳以上
移動・移乗支援用具	在宅	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（移動・移乗支援用具設置の解除については全額自己負担とする。）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること（工事費を含む。） ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消	8年	60,000	3歳以上

			等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ウ ケアシューズ、リハシューズは対象としない。			
頭部保護帽	在宅・施設	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、頻繁に転倒する者 (2) 知的障害児・者で障害の程度が重度又は最重度の者又は精神保健福祉手帳2級以上の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ・革を主材料に製作 B スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作	3年	A 12, 160 B 36, 750	—
特殊便器	在宅	上肢障害2級以上	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うも	8年	151, 200	学齡児以上

			のを除く（排泄管理支援用具の給付を受けているものを除く。）。			
火災警報器	在宅	障害等級２級以上並びにA1、A2の知的障害児・者（火災発生の感知及び避難、通報が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500	—
自動消火器	在宅	障害等級２級以上並びにA1、A2の知的障害児・者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700	—
電磁調理器	在宅	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000	18歳以上
歩行時間延長信号機用小型送信機	在宅	視覚障害２級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000	学齡児以上
聴覚障害者用屋内信号装置	在宅	聴覚障害２級	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400	18歳以上

在宅療養支援用具	透析液加温器	在宅	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500	53歳以上
	吸入器（ネブライザー）	在宅	呼吸機能障害3級以上又は同程度の者又は身体障害者手帳の交付を受けた者で医師の意見書により一過性のものではなく、回復の見込みのない者で、自己排痰が困難で痰粘性を軽減し痰の喀出を容易にするため、霧状にした治療薬剤等の吸入を目的に当該用具が必要と認められる者に限る。	障害者が容易に使用し得るもの	5年	36,000	—
	電気式たん吸引器	在宅	呼吸機能障害3級以上又は同程度の者又は身体障害者手帳の交付を受けた者で医師の意見書により一過性のものではなく、回復の見込みのない者で、自己排痰が困難であり、当該	障害者が容易に使用し得るもの	5年	56,400	—

		用具に依らなければ痰の喀出が困難であると認められる者に限る。				
パルスオキシメーター	在宅	呼吸機能障害1級で医療保険における在宅酸素療法を行っている者で、医師により必要と認められる者又は身体障害者手帳の交付を受けた者で、人工呼吸器を装着している者であって回復の見込みが無く、医師の意見書により必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年	90,000	—
酸素ボンベ運搬車	在宅	呼吸機能障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を受けている者。ただし、補装具（車椅子）にて酸素ボンベ固定装置の給付を受けていない者に限る。	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	17,000	—
盲人用体温計（音声式）	在宅	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	9,000	18歳以上
盲人用体重	在宅	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000	18歳

	計			易に使用し得るもの		00	以上
	盲人用血圧計	在宅	視覚障害2級以上	視覚障害者が用意に使用し得るもの	5年	10,450	18歳以上
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	在宅・施設	音声機能又は言語機能障害若しくは肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有し、当該用具に依らなければ会話が困難な者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。周辺機器は自己負担とする。	5年	98,800	学齡児以上
	情報・通信支援用具（障害者向けPC周辺機器及びアプリケーションソフト）	在宅・施設	視覚又は上肢機能障害2級以上の者であつて、過去に沖縄県障害者バリアフリー化支援事業の助成を受けていない者（使用の内容（理由書の内容）によっては携帯用会話補助装置の周辺機器としての給付も可能とする。）	障害者がパーソナルコンピュータを使用するに当たり、障害がある故に必要な周辺機器又はソフト	7年	100,000	学齡児以上
	点字ディスプレイ	在宅	視覚障害2級以上の主に情報の入手を点字によっている障害者であつて、必要	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500	原則18歳以上

		と認められる者				
点字器（標準型）	在宅・施設	視覚障害２級以上	A 両面書真鍮版	7年	A 10, 400	学齡児以上
			B 両面書プラスチック製		B 6, 600	
点字器（携帯用）			A 片面書アルミニウム製	7年	A 10, 400	
			B 片面書プラスチック製		B 6, 600	
点字図書	在宅	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者等	点字により作成された図書	—	厚生労働大臣が認めた額（点字図書と墨字図書の差額）	学齡児以上
点字タイプライター	在宅	就労又は就学している者若しくは就労が見込まれるもので、視覚障害２級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	63, 100	学齡児以上
視覚障害者用ポータブルレコーダー	在宅	視覚障害２級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつ	8年	録音用 85, 000 再生用 35, 000	18歳以上

			て、視覚障害者が容易に使用し得るもの			
視覚障害者用活字読み上げ装置	在宅	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に掲載された当該文字情報を暗号化して情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	99,800	8学齢児以上
視覚障害者用拡大読書器	在宅	視覚障害者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を讀みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,800	8学齢児以上
盲人用時計	在宅	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	13,000	0学齢児以上
聴覚障害者用通信装置	在宅	聴覚障害者等又は発声・発音に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であ	6年	60,000	0学齢児以上

		手段として必要と認められる者	り、障害者等が容易に使用できるもの			
聴覚障害者 用受信装置	在宅	聴覚障害者等であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳つきの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの（周辺機器は自己負担）	6年	88,900	学齡児以上
人工喉頭 (笛式)	在宅・ 施設	喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等に管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 付属品 気管カニューレ	5年	5,000	18歳以上
人工喉頭 (電動式)			顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源		70,100	

				を口腔内に導き構 音化するもの 付属品 電池充電 器			
	人工鼻		常時埋込型の人工 喉頭を使用するもの に限る。	気管孔に取り付 けるフィルター (HMEカセット)、 HMEカセットを気 管孔に取り付ける ために貼るシール 状のベース	1か 月	23, 1 00	
排泄 管理 支援 用具	ストマ用装 具 (蓄便袋)	在 宅・ 施設	直腸機能障害の 者。ただし、ストマ (人工肛門) 造設者 に限る。	低刺激性の粘着 材を使用した密封 型又は下部開放型 の収納袋とし、ラ テックス製又はプ ラスチックフィル ム製とする。 付属品 皮膚保護 材、袋を身体に密 着させるもの等	1か 月	8, 85 8	—
	ストマ用装 具 (蓄尿袋)		膀胱機能障害の 者。ただし、ストマ (人工膀胱) 造設者 に限る。	低刺激性の粘着 材を使用した密封 型又は収尿袋で尿 処理用のキャップ 付とし、ラテック ス製又はプラスチ ックフィルム製と する。	1か 月	11, 6 39	—

			付属品 皮膚保護材、袋を身体に密着させるもの等			
洗腸用具		蓄便用のストマ造設者又は直腸機能障害（先天性疾患に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある者又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者）であって、医師の意見書により必要と認められる者	洗腸用具は、灌注（洗腸）排便法を行うために必要なもの	1 か月	8, 8 5 8	—
紙おむつ	在宅	以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者で、紙おむつ判定書により必要と認められる者 (1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ装着ができない者 (2) 先天性疾患による高度の排尿	紙おむつ・サラシ・ガーゼ・脱脂綿等障害者等が容易に使用し得るもの	1 か月	1 2, 0 0 0	3 歳以上

		<p>機能障害又は高度の排便機能障害のある者</p> <p>(3) 脳原性運動機能障害若しくは脳原性移動機能障害であり、かつ、排便排尿の意思表示ができない者で、以下のア～ウの条件がいずれも該当する者</p> <p>ア 自力でトイレに行けないこと。</p> <p>イ 自分で便座（排便補助具の使用を含む。）に座ることができないこと。</p> <p>ウ 介助による定時排泄をすることができないこと。</p>				
収尿器 (男子用)	在宅・施設	<p>脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、必要と認められる男性</p>	<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、逆流防止装置をつけ、尿を溜めておくもの</p>	1年	<p>A 7, 7 0 0</p> <p>B 5, 7 0 0</p>	3歳以上

				ラテックス製又は ゴム製 A普通型 B簡易型			
収尿器 (女子用)			脊髄損傷等による 排尿障害（特に失禁 のある場合）により、 必要と認められる女 性	A 普通型 耐久性ゴム製 採尿袋を有する もの B 簡易型 ポリエチレン 製の採尿袋導尿 ゴム管付 ・簡易型は採尿袋 20袋を1組と する。	A 8, 5 0 0 B 5, 9 0 0		
住宅 改修	居宅生活動 作補助用具	在宅	下肢、体幹又は乳 幼児期以前の脳病変 による運動機能障害 を有する身体障害者 等であって、障害等 級3級以上の者（た だし、特殊便器への 取り替えをする場合 は上肢障害2級以上 の者） 給付対象者が現に 居住する住宅につい て行われるもの（借 家の場合は家主の承 諾を必要とする。）	障害者の移動等 を円滑にする用具 で設置に小規模な 住宅改修を伴うも の	1回 限り	200, 000	学齡児 以上

		<p>であり、かつ、身体 の状況、住宅の状況 を勘案して、うるま 市が必要と認める場 合に給付するものと する。</p> <p>工事及び用具内容</p> <p>1 手すりの取付</p> <p>2 段差の解消</p> <p>3 滑り防止及び移 動の円滑化等のた め床又は通路面の 材料の変更</p> <p>4 引き戸等への扉 の立て替え</p> <p>5 洋式便器等への 便器の取り替え</p> <p>6 その他前各号の 住宅改修に付帯し て必要となる住宅 改修</p> <p>※ 工事施工後、改 修前の状態に戻す ことについては、 自己負担とする。</p>			
--	--	--	--	--	--

別表第2（第9条関係）

日常生活用具給付に関する利用者負担額

世帯区分	世帯の収入要件等	負担額
生活保護世帯	生活保護法に規定する被生活保護世帯であること。	0円

市民税 非課税世帯	低所得 1	市民税非課税世帯のうち、本人の収入が 80 万円以下であること。	0 円
	低所得 2	市民税非課税世帯のうち、本人の収入が 80 万円を超えるものであること。	0 円
市民税 課税世帯	一般 1	市民税課税世帯のうち、最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円未満であること。	給付費用の 1 割 (37,200 円 を上限とする。)
	一般 2	市民税課税世帯のうち、最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円以上であること。	全額

様式第1号(第5条関係)

日常生活用具給付申請書					
うるま市福祉事務所長	様	《申請者》 住所 TEL 氏名 給付対象者との続柄()	年	月	日
<p>下記により日常生活用具給付を申請します。 日常生活用具給付申請調査のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。</p>					
対象者	氏名		生年月日	年 月 日(歳)	
	住所				
	身体障害者手帳	沖縄県 第	号	年 月 日交付	
	障害名		障害等級	級	
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考(対象者に対する介護状況)
給付を希望する理由					
現在の住まいの状況	住宅	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	トイレ 1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要。 2 清拭のみ。 3 入浴、清拭ともしていない。 4 自分でできる。		排便	1 他人の介護を必要。 2 便器(携帯用)を使用。 3 自分でできる。 4 オムツを使用。
給付を受けたい用具の名称	(月分)				
給付上特に希望する事項			希望する形式 規模等		
希望する業者					
備考					

(注意) この申請には、対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分の市町村民税の課税額を証明する書類を添付すること。

様式第2号(第6条関係)

日常生活用具給付調査票						
① 対象者	氏名			生年月日	年 月 日(歳)	
	住所					
	障害名				障害等級	級
② 世帯の状況	氏名	年齢	対象者との続柄	職業	所得課税状況	備考
③ 世帯区分	1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得課税世帯(税額 円)				階層	
④ 住まいの状況	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)	⑤ 給付後の介護状況	1 自力で入浴(排便)できるようになる。 2 給付しても他人の介助が必要。 3 給付しても入浴(排便)ができない。 4 訓練用ベッドの訓練用具を使用することができる。			
⑥ 給付の必要の有無	1 有 2 無	⑦ 給付する(しない)理由				
⑧ 給付する用具名(含む型式規模等)				⑨ 予定価格	円	
				⑩ 扶養義務者が支払うべき額	円	
				⑪ 公費負担予定額	円	
⑫ その他の特記事項						
年 月 日			調査員氏名			
うるま市福祉事務所長						

様式第3号(第7条関係)

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

うるま市福祉事務所
所長

先に申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		身体障害者 手帳番号	沖縄県 第 号
給付する用具 名(含む形式 規模等)		納入業者名	
		納入業者の 住所	
価 格	円	給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額	円 公費負担額 円
注意事項	1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受ける前に支払ってください。 2 給付を受ける用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。		

様式第4号(第7条関係)

日常生活用具給付券					
① 給付番号	第 号	② 給付券発行年月日	年 月 日		
③ 対象者氏名		④ 生年月日	年 月 日 (歳)		
⑤ 住所					
⑥ 扶養する者の氏名		⑦ 対象者との続柄			
⑧ 給付する用具名(型式・規模等)	⑨ 価格	⑩ 給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額		⑪ 公費負担額	
	円	円		円	
⑫ 納入業者名		⑬ 納入業者の住所			
⑭ この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	年 月 日	業者の公費支払請求期限	年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日 うるま市福祉事務所 所長					
⑮ 業者の納付した日	⑯ 給付を受けた者又は扶養する者より受領した額	⑰ 受領業者名及び年月日			
年 月 日	円	年 月 日 ㊦			
⑱ 用具受領者氏名印	㊦ ⑲ 検取者	職名			
		氏名			
⑳ その他特記事項					
(注意) 本表は①～⑭⑲までは福祉事務所、⑮～⑰までは納付した業者が、⑱は受領者が記入すること。					

年 月 日

却 下 決 定 通 知 書

様

うるま市福祉事務所長

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、
審査の結果、却下することに決定したので通知します。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があった日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

様

うるま市福祉事務所
所長

日常生活用具委託通知書

下記のとおり、日常生活用具を貴社に委託することに決定しましたので、被交付者より日常生活用具給付券の提示があったときは、当該日常生活用具の給付を依頼します。

記

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
交付者氏名		住 所	
委託予定額	円		
自己負担額	円	支払い 期 日	年 月 日
納付予定日	年 月 日		
その他			

様式第7号(第13条関係)

日常生活用具給付台帳

No	氏名	住所	受付	交付	受理	日常生活用具	自己負担	公費	合計	備考

- 様式第1号 (第5条関係)
- 様式第2号 (第6条関係)
- 様式第3号 (第7条関係)
- 様式第4号 (第7条関係)
- 様式第5号 (第7条関係)
- 様式第6号 (第8条関係)
- 様式第7号 (第13条関係)